

東かがわ市告示第134号

東かがわ市農業振興関係補助事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年12月22日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市農業振興関係補助事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市農業振興関係補助事業費補助金交付要綱（平成15年東かがわ市告示第110号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第 1（第 2 条関係）				別表第 1（第 2 条関係）			
事業名	事業内容	県補助率 (義務負担)	市補 助率	事業名	事業内容	県補助率 (義務負担)	市補 助率
略				略			
機構集積協力金 交付事業	略			機構集積協力金 交付事業	略		
水田機能維持・ 活用促進事業	水稲作や水張りが困難な水田 において水田機能を維持する ための取組みを支援すると もに、水田機能を有しているに も関わらず活用されていない 水田の有効活用を図る取組み を支援する。	水田機能維持・ 活用促進事業費 補助金交付要綱 (令和 6 年 4 月 1 日付け 5 農経 第272656号) の 規定による。					
中山間地域等農 地活用総合支援 事業	略			中山間地域等農 地活用総合支援 事業	略		
略				略			

附 則

この告示は、令和 7 年12月22日から施行し、改正後の規定は、令和 7 年度分の補助金から適用する。